

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢狭山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市大字南入曾字堂ノ前原五 五三番一から同市大字南入曾字 堂ノ前原五五三番四地先まで		区 間
一三・〇〇〃 一一・六〇	一〇・四〇〃 一一・六〇	敷地の幅員 (メートル)
一一二・〇〇		延長 (メートル)
歩道整備事業によ る。		備 考